

さいたま市立原山小学校PTA細則

- 第1条 会則第26条により次の運営細則を定めます。
- 第2条 この会の会員は、会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望した者としします。
この会は任意加入として、入学、転入時に原山小学校PTA入会申込書および個人情報取扱同意書を取り、退会の申し出がない限り卒業まで有効としします。
- 第3条 会計の事務については、次により行います。
- (1) 会に属する現金は、会で指定した金融機関に預金します。この場合特に定めるものの他は会長名義としします。
 - (2) 保護家庭または、これに準ずる会員の会費の減免は、会長、学校長の合議の上で決めます。
 - (3) 予算の執行については
 - ① 予算に計上してある費目は、支払いの伝票に、会長、学校長会計の決済を受けるものとする。
 - ② 予算を流用する場合は、評議員会の承認を必要としします。
 - (4) 会計は次の帳簿を整備しておかなければなりません。
 - ① 預金帳
 - ② 収入明細
 - ③ 金銭出納帳
 - ④ 決算書綴
 - ⑤ 証憑書綴
 - ⑥ 備品台帳
 - ⑦ その他必要書類
- 第4条 役員を選出は次のようにしします。
- (1) 会長、副会長、書記、会計選出のために会員の中から選出担当をおき事務処理をしします。
 - (2) 会長、副会長、書記、会計の選出方法については、選出担当で決定しします。
 - (3) 役員に欠員が生じた場合は次の方法で処理しします。
 - ① 会長の場合は副会長の中から会長代行を選びます。
 - ② 副会長、書記、会計の場合は本部で協議し、対応を決定しします。
 - ③ 委員の場合は所属委員会に欠員補充の必要を確認しします。対応が難しい場合には本部で協議し、対応を決定しします。
- 第5条 地区毎の相談ごと（校外補導、交通施設、地区環境整備等）があった場合は、会長の承認を経て地区集会を開催しします。
- 第6条 本会の会計監査は次により行います。
- (1) 中間監査 必要に応じて
 - (2) 最終年度監査
 - (3) 中間監査の結果報告は、その都度評議員会に報告し、最終監査は総会に報告し、その承認を得るものとしします。
- 第7条 会則第9条の役員が顧問を依頼された場合は、いずれかを選ぶことにしします。
- 第8条 PTAの運営を円滑にするため、各委員会は委員会ごとの審議および行事結果を文書により本部に提出するものとしします。

- 第9条 新入学児童（1年生）、卒業児童（6年生）および新入会員に対する措置を次のように定めます。
- (1) 新入学児童の場合
記念品を贈ります。記念品は総会で提案、決定します。
 - (2) 卒業児童の場合
記念品を贈ります。記念品は総会で提案、決定します。
 - (3) 新入会員の場合
PTA会則、同運営細則、PTA活動説明資料などを配付します。
1学年保護者会員には説明会を開きます。
- 第10条 会員および児童と教職員の慶弔
- (1) 会員、児童、教職員の慶弔

①会員（保護者）の場合	死亡	10,000円
②児童の場合	死亡	20,000円
③教職員の場合	イ 結婚の祝	5,000円
	ロ 死亡	20,000円
 - (2) 児童、教職員の見舞金

①教職員の傷病加療	1カ月以上	5,000円
②児童の傷病加療	1カ月以上	5,000円

 ③このほか別に考慮することができます。
 - (3) その他の慶弔、見舞金
PTAおよび学校がご協力いただいている地域団体の関係者およびそのご家族の慶弔に関しては本部が決定し支出することができます。
- 第11条 この会に次にかかげる諸帳簿を備えつけ本部で保管します。
- (1) 会則および会議録
 - (2) PTA活動名簿
 - (3) 諸文書発送控綴および收受文書綴
 - (4) その他、必要な文書
- 第12条 個人情報取扱については次のようにします。
- (1) 個人情報とは、個人に関する情報であり、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、画像など、その情報によって個人を識別できる情報のことをいいます。
 - (2) 個人情報を原山小学校PTAでは以下の内容および目的で収集・利用します。それ以外の目的に利用することは一切ありません。
 - ①PTA活動名簿の作成および管理（会員名簿、委員会名簿、通学班名簿、PTA行事等の名簿、本部役員選出名簿）
 - ②会費集金
 - (3) 収集する情報は次の通りです。
 - ①保護者氏名
 - ②在学中児童（氏名、性別、学年、クラス）
 - ③未就学きょうだい関係の年齢（入学年度把握のため）
 - ④電話番号（通学班名簿・緊急連絡網作成、その他連絡のため）
 - ⑤住所（通学班編制のため）

- (4) あらかじめご本人の同意を得ずに以上の目的以外で個人情報を取り扱うことはありません。必要な場合は必ずご本人に連絡、承諾をいただくものとします。
- (5) その他、行事や委員会、ボランティア活動の業務連絡などのために個人情報を取得および利用する場合は、その都度において取得目的を明確にし、同意を得るものとします。
- (6) 問い合わせは、PTA本部宛の手紙にて受付け、対応します。

付 則

この細則は昭和32年5月11日から施行し、

昭和37年5月1日	第1次改正
昭和44年4月1日	第2次改正
昭和48年4月1日	第3次改正
昭和54年4月1日	第4次改正
昭和60年4月1日	第5次改正
昭和61年4月1日	第6次改正
平成7年5月17日	第7次改正
平成11年2月17日	第8次改正
平成17年6月17日	第9次改正
平成20年2月14日	第10次改正
平成24年2月20日	第11次改正
平成25年2月18日	第12次改正
平成28年2月15日	第13次改正
平成30年2月19日	第14次改正
令和2年11月24日	第15次改正
令和4年4月1日	第16次改正